令和6年第3回定例会 防災環境産業委員会資料

		貝
1	最近の経済・雇用情勢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	前回の委員会以降の主な事務事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

令和6年9月19日 産業戦略部

1 最近の経済・雇用情勢について

(1) 「月例経済報告」における基調判断(令和6年8月29日:内閣府)

- ・ 景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。
- ・ 先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな 回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不 動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリス クとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に 十分注意する必要がある。

(2) 茨城県金融経済概況(令和6年9月6日:日本銀行水戸事務所)

- 県内景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。
- ・ 主要支出項目等をみると、個人消費は、ペースを鈍化させつつも、緩やかな増加を続けている。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は持ち直している。設備投資は、6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)では、2023年度は前年度を下回ったが、2024年度は前年度を上回る計画となっている。生産は、弱めの動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。
- ・ なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は上昇した。

【個人消費】 7月の百貨店・スーパー販売額は、前年を下回った。8月の乗用車新車登録台数は、前年を下回った。家電販売は、持ち直している。

【生産】 6月の鉱工業生産指数(原指数)は、11か月連続で前年を下回った。

(3) 雇用情勢(令和6年8月30日:総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」)

		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	<u>7月</u>
完全失業率(%) (季節調整値)		2. 5	2. 4	2. 6	2.6	2.6	2.6	2. 5	2. 7
完全失業者数(万人) (原数値)		156	163	177	185	193	193	181	188
有効求人倍率	全国	1. 27	1. 27	1. 26	1. 28	1. 26	1. 24	1. 23	1. 24
(季節調整値)	茨城県	1. 34	1. 31	1. 33	1.35	1.38	1. 36	1. 34	1. 31

※完全失業率と有効求人倍率の季節調整値は、毎年1月分結果公表時に、過去に溯って改訂

2 前回の委員会以降の主な事務事業の概要

(1) 最低賃金引上げについて

- ・ 県では、本県の最低賃金について、経済実態の反映や近隣他県との格差是正に向けた積極 的な引上げが行われるよう、茨城地方最低賃金審議会や茨城労働局などの関係者に対し、働 きかけを行ってきたところ。
- ・ その結果、令和6年8月の茨城地方最低賃金審議会において、52円引上げ、過去最高の 1,005円とする答申が取りまとめられた。(令和6年10月1日から適用)

【関東1都6県の最低賃金額(R6.10月~)】

東京	1, 163円
神奈川	1,162円
埼 玉	1,078円
千 葉	1,076円
茨 城	1,005円
栃 木	1,004円
群 馬	985円

(2) インドにおける高度人材の確保について(知事訪印結果)

- ・ 国際的な人材獲得競争が激しくなる中、高度外国人材の更なる獲得を図るべく、世界最大の人口を有し、ITや語学などに優れた能力を持つ若い人材が豊富で、かつ若年層の失業率が高いインドに着目
- ・ 知事が7月にインドを訪問し、ベンガルール市内のRV大学及びニューデリー市近郊のアミティ大学と、全国に先駆け、それぞれ、人材の育成・受入れなど相互協力に関する共同 声明の発出や協力覚書の締結を実施

【カルナータカ州ベンガルール・RV 大学】

インド人材の育成・送出し・受入れの相互協力に関する関係構築に努める共同声明を発出 【ウッタルプラデーシュ州ノイダ・アミティ大学】

人材の育成・送出し・受入れ促進に係る協力覚書を締結

- ・日本語講座の開設(9月5日)
- ・環境づくり支援(国際交流イベント、ジョブフェア、インターンシップの実施等)

(3) 県立産業技術専門学院に係るあり方検討について

・ 産業技術専門学院が、将来にわたり産業界が求める人材の輩出拠点となるよう、将来的 な人口動態や産業構造等についても十分に分析の上、再編統合を含めたあらゆる選択肢の 検討を行うため、「あり方検討会」を設置し、年内を目途に結論を得る予定としている。

【これまでの経過】

١.												
		主な内容										
	6/20	「県立産業技術専門学院のあり方検討会」の設置										
	7/16	現地視察(日立産業技術専門学院、日立地区産業支援センター)										
	7/30	第1回あり方検討会(学院の現状及び課題等)										
	8/30	第2回あり方検討会(学院の役割、学院別の運営及び施設の状況等)										

※委員:6名(産業界2名、学識経験者2名、教育関係者2名)

【主な意見】

- ・産業界におけるものづくり人材の需要と供給を踏まえ、学院が担う役割を明確にすべき
- ・基本的な汎用技術を身に付けた上で、デジタルを導入した最新技術の活用が求められる
- ・今後の人口動態や効率的・効果的な施設運営を考慮すると、再編統合は不可避だが、その際は、学院の利用者や産業界のニーズを踏まえた機能強化の視点が必要

【今後の対応】

・前回までの意見を踏まえ、引き続き、「あり方検討会」において、具体的な再編の あり方や機能強化策について議論を進める

令和6年第3回定例会議案 (産業戦略部関係抜粋)

		真
第 125 号議案	令和6年度 茨城県一般会計補正予算(第2号)	2
第 131 号議案	茨城県立産業技術短期大学校の設置	
	及び管理に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 142 号議案	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

令和6年9月19日 産業戦略部

第125号議案

令和6年度 茨城県一般会計補正予算 (第2号)

令和6年度茨城県一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,764,907千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,260,178,021千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳 出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

歳 出

		款				ij	頁			補正前の額	補 正 額	計
6	保	健 医 殯	景 費							千円 137,645,752	^{千円} 357,000	千円 138,002,752
				3	医		薬		費	11,823,436	343,000	12, 166, 436
				5	公	衆	衛	生	費	13,210,336	14,000	13,224,336
7	福	祉	費							92,710,006	244,680	92, 954, 686
				3	障	害	福	祉	費	40,280,912	11,680	40, 292, 592
				4	長	寿	福	祉	費	3,673,448	233,000	3,906,448
8	労	働	費							3,723,773	6,800	3,730,573
				1	労	働	政	策	費	680,892	6,800	687,692
9	農村	林 水 産 🎚	業 費							42,393,275	154,560	42,547,835
				2	畜	産		業	費	2,672,321	18,560	2,690,881
				5	農		地		費	16,551,424	136,000	16,687,424
12	商	工	費							117,843,618	18,000	117,861,618
				1	産	業	政	策	費	112,501,279	18,000	112,519,279
13	土	木	費							98,967,341	6,942,443	105, 909, 784
				2	道	路	橋	梁	費	59,935,467	3,082,169	63,017,636
				3	河	Л	海	岸	費	20,095,150	3,788,274	23, 883, 424
				4	港		湾		費	5,833,352	72,000	5,905,352
14	<u> </u>	察	費							64,542,305	41,424	64,583,729
				2	数言	察	活	動	費	6,289,540	41,424	6,330,964
		歳	出		合		計			1,252,413,114	7,764,907	1,260,178,021

第131号議案

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例(平成16年茨城県条例第19号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

茨城県立情報テクノロジー大学校の設置及び管理に関する条例

第1条中「法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校」を「職業能力開発大学校(法第15条の7第 1項第3号に規定する職業能力開発大学校をいう。以下同じ。)」に、「茨城県立産業技術短期大学校(以下「短期大学校」を「茨城県立情報テクノロジー大学校(以下「大学校」に改める。

第2条中「短期大学校」を「大学校」に、「専門短期課程」を「応用課程並びに専門短期課程及び応用短期課程」に改める。 第3条中「短期大学校に専門課程の」を「大学校の専門課程に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 大学校の応用課程に訓練生として入学することのできる者は、専門課程の高度職業訓練(法第15条の7第1項第2号 に規定する高度職業訓練をいう。以下同じ。)を修了した者又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有する と認められる者とする。

第4条中「短期大学校に専門課程の」を「大学校の専門課程又は応用課程に」に改める。

第5条第1項中「短期大学校に専門課程の」を「大学校の専門課程又は応用課程に」に、「入学を」を「入学することを」に改め、同条第2項中「短期大学校」を「大学校」に改め、「特別聴講生」の次に「(専門課程又は応用課程に訓練生として在学する者以外の者で、これらの訓練課程の教科の科目の一部を履修するものをいう。第8条の2において同じ。)」を加え、同条第3項中「短期大学校」を「大学校」に改め、「専門短期課程」の次に「又は応用短期課程」を加え、同条第4項の表中

7	224	料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者	126,750円	ل ل
	入 学		その他の者	195,000円	*************************************
-					·]
1	بمند	상기	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大会に訓練生として入学しようとする者にあっては、56,550F	学校の応用課程	
\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	学	料	その他の者 195,000円 (大学校の専門課程の高度職業記 後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようと ては、87,000円)		<i>\</i>

改める。

第8条の2中「短期大学校と学校教育法第1条に規定する大学」を「大学校と大学(学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。) | に改める。

第10条第1項中「短期大学校」を「大学校」に改め、同項第4号中「教科」を「総訓練時間(教科」に、「時間が」を「時間をいう。以下同じ。)が」に改め、同項第7号中「法第27条第1項に規定する職業訓練指導員」を「職業訓練指導員(法第27条第1項に規定する職業訓練指導員をいう。以下同じ。)」に改め、同号ア中「次条第1号」を「第14条第1項第1号」に、「又は同条第4号」を「,同項第4号」に改め、「もの」の次に「又は同項第10号に該当する者であって,教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの」を加え、同条第2項中「ほか,」の次に「大学校の専門課程の」を加える。

第11条中「短期大学校」を「大学校」に改め、同条第5号中「教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間」を「総訓練時間」に改める。

第13条中「短期大学校」を「大学校」に改め、同条を第15条とする。

第12条各号列記以外の部分中「短期大学校」を「大学校の専門課程の高度職業訓練」に改め、同条第1号中「昭和44年労働省令第24号」の次に「。次項第1号及び第11号において「省令」という。」を加え、同条第2号中「含む」の次に「。次項第2号において同じ」を加え、「以下この条において「改正省令」を「第9号において「平成25年改正省令」に改め、「指導員訓練」の次に「(次項第1号において「研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練」という。)」を加え、同条第3号中「学校教育法第1条に規定する大学又は法第15条の7第1項に規定する職業能力開発短期大学校」を「大学等(大学又は職業能力開発短期大学校(法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校をいう。以下同じ。)」に、「法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「大学等」という」を「職業能力開発総合大学校(法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ」に改め、同条第6号中「助手」を「、助手」に改め、同条第8号中「教育訓練」を「、教育訓練」に改め、同条第9号中「含む」の次に「。次項第11号において同じ」を加え、「改正省令」を「平成25年改正省令」に改め、「指導員訓練」の次に「(同号において「長期課程の指導員訓練」という。)」を加え、同条に次の2号を加える。

- (10) 職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下この号及び次号並びに次項第12号において「旧省令」という。)第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程(旧省令第36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース(次号において「実務経験者訓練技法習得コース」という。)に係るものに限る。次項第12号において同じ。)又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者(旧省令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者にあっては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。同号において同じ。)
- (11) 旧省令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る 短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者にあっては,法第30条第2項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験 及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める 者又は旧省令第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者であって,職業能力開発総合大学校の長が定める 科目を履修したものに限る。)のうち10年以上の実務の経験を有する者であって,教育訓練に関し適切に指導するこ とができる能力を有すると認められるもの

第12条に次の1項を加える。

- 2 法第30条の2第1項の条例で定める者で大学校の応用課程の高度職業訓練に係るものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 省令第36条の5に規定する高度養成課程(同条に規定する応用課程担当者養成コースに係るものに限る。)の指導 員養成訓練又は研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導する ことができる能力を有すると認められるもの
 - (2) 博士若しくは修士の学位を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - (3) 職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
 - (4) 大学又は職業能力開発短期大学校において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - (5) 職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての 経歴を有する者

- (6) 大学又は職業能力開発短期大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (7) 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導する ことができる能力を有すると認められるもの
- (8) 大学等において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (9) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- (10) 3年以上,教育訓練に関する指導の経験を有する者であって,優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (11) 10年以上(省令第36条の5に規定する高度養成課程(同条に規定する専門課程担当者養成コースに係るものに限る。)の指導員養成訓練若しくは長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位を有する者にあっては、5年以上)の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (12) 旧省令第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (13) 前項第11号に掲げる者
- 第12条を第14条とし、第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。
- (応用短期課程の高度職業訓練に関する基準)
- 第13条 法第19条第1項の条例で定める基準で大学校の応用短期課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおり とする。
 - (1) 訓練の対象者は、職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
 - (2) 教科は、その科目が職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - (3) 訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。
 - (4) 訓練期間は、1年以下の適切な期間であること。
 - (5) 訓練時間は、訓練期間において、総訓練時間が60時間以上であること。
 - (6) 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - 第10条の次に次の1条を加える。
 - (応用課程の高度職業訓練に関する基準)
- 第11条 法第19条第1項の条例で定める基準で大学校の応用課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 教科は、その科目が将来職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - (2) 訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。
 - (3) 訓練期間は、2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、2年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができること。
 - (4) 訓練時間は、訓練期間において、総訓練時間が2,800時間以上であり、かつ、1年につき、おおむね1,400時間であ

ること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年につきおおむね700時間とすることができること。

- (5) 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (6) 訓練生の数は、訓練を行う1単位につき40人以下であること。
- (7) 職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であり、かつ、そのうち1名以上が次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 第14条第2項第1号,第3号若しくは第4号に該当する者,同項第2号に該当する者で博士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む。)を有するもの又は同項第12号に該当する者で同号に規定する高度養成課程の指導員養成訓練を修了したもの
 - イ 研究所, 試験所等に10年以上在職し, 研究上の業績があり, かつ, 教育訓練に関し適切に指導することができる 能力を有すると認められる者
- (8) 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、それぞれ訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、大学校の応用課程の訓練科に係る高度職業訓練に関する基準については、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、付則第5項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から 施行する。

(短期大学校の専門課程の取扱い)

2 この条例による改正前の茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例(以下この項から付則第4項までにおいて「改正前の条例」という。)第1条に規定する茨城県立産業技術短期大学校(次項、付則第4項及び付則第8項各号において「短期大学校」という。)の専門課程(改正前の条例第2条に規定する専門課程をいう。)は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)において、この条例による改正後の茨城県立情報テクノロジー大学校の設置及び管理に関する条例(以下この項から付則第5項までにおいて「改正後の条例」という。)第1条に規定する茨城県立情報テクノロジー大学校(次項から付則第5項まで、付則第7項及び付則第8項各号において「大学校」という。)の専門課程(改正後の条例第2条に規定する専門課程をいう。)となるものとする。

(短期大学校の専門課程に在学する者の取扱い)

- 3 施行日の前日に短期大学校に専門課程(改正前の条例第2条に規定する専門課程をいう。)の訓練生として在学する者は、施行日において、大学校の専門課程(改正後の条例第2条に規定する専門課程をいう。)に訓練生として在学することとなるものとする。
- 4 前項に規定する者が短期大学校に専門課程(改正前の条例第2条に規定する専門課程をいう。付則第8項各号において同じ。)の訓練生として在学していた期間は、大学校の専門課程(改正後の条例第2条に規定する専門課程をいう。 次項及び付則第7項において同じ。)に訓練生として在学していた期間とみなす。

(令和8年度入学を志願する者に係る入学者選考試験手数料)

- 5 令和8年度に大学校の専門課程又は応用課程(改正後の条例第2条に規定する応用課程をいう。付則第7項及び付則 第8項各号において同じ。)に訓練生として入学することを志願する者は、入学者選考試験手数料を納付しなければな らない。
- 6 前項の入学者選考試験手数料は18,000円とし、入学願書を提出する時に納付するものとする。

(令和8年度入学者に係る入学料)

7 令和8年度に大学校の専門課程又は応用課程に訓練生として入学しようとする者は、入学料を納付しなければならな

V10

- 8 前項の入学料は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、入学の手続を行う時に納付するものとする。
 - (1) 入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円 (短期大学校の専門課程の高度職業訓練 (職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第15条の7第1項第2号に規定する高度職業訓練をいう。次号において同じ。) を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあっては、56,550円)
 - (2) その他の者 195,000円 (短期大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあっては、87,000円)

(茨城県証紙条例の一部改正)

9 茨城県証紙条例(昭和39年茨城県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第161項を次のように改める。

161 情報テクノロジー大学校入学者選考試験手数料

(茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

10 茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例(昭和49年茨城県条例第17号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中「茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院」を「茨城県立情報テクノロジー大学校併設 水戸産業技術専門学院」に改める。

(茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和3年茨城県条例第22号)の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第142号議案

工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契 約 金 額	契 約 人 住 所 氏 名
情報テクノロジー 大 学 校 (仮 称) 新 棟 新 築 工 事	条 件 付 き 一般競争入札	千円 1,629,100	水戸市千波町1905番地 昭和・関根・東洋特定建設工事共同企業体 代表者 昭和建設株式会社 代表取締役 仁田原 一義

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

前回の委員会以降の主な事務事業の概要及び付託案件

(令和6年第3回定例会 防災環境産業委員会資料)

	Į
・いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業【産業政策課】	
〈付託案件:第 125 号議案〉・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
・外国人材活躍促進事業【労働政策課】〈付託案件:第125号議案〉 ····· 4	1
県内企業への就職促進について【労働政策課】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
・茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
【産業人材育成課】〈付託案件:第 131 号議案〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)
・工事請負契約の締結について【産業人材育成課】	
〈付託案件:第 142 号議案〉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0
・茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度について	
【技術革新課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 1	1
・「技術展示会 in JAXA」の開催結果について【科学技術振興課】・・・・・・・・12	2
• (参考) 条例改正議案 新旧対照表······1;	3

令和6年9月19日産業戦略部

主要事業等の概要(案)

産業政策課

	<u> </u>
事業名又は議案の 名 称	いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業
1 予算額	18,000千円
2 現況・課題	e スポーツは、年齢や性別、障害の有無や場所を問わず、広く 県民が参加できる競技であることに加え、市場規模の拡大が見込 まれる成長産業であり、IT分野などの人材育成にも資するな ど、今後も大きな発展が期待される分野である。
3 必要性・ねらい	今般、企業版ふるさと納税による寄附を受けたことから、これを活用し、e スポーツを活用した産業の活性化及び人材の育成に資する事業を実施する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	 1 eスポーツを活用した産業の創出と活性化 ・ 対面での開催に加え、メタバースを活用した県内企業と学生によるeスポーツ交流戦の開催 ・ 県内企業に向けたeスポーツビジネス交流会の実施 ・ 国内外における最新のeスポーツの動向について学ぶセミナーの開催 2 将来の本県産業を担う人材の育成 ・ 県内高校生と台湾の高校生によるeスポーツ国際交流戦の開催 ・ プロクリエイターによるメタバースゲーム制作講座の開催 ・ ゲームを通して農業の課題解決に挑む高校生向けコンテストの開催
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	・いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会 [会員数] 139 企業・団体(2024年8月末現在)



いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト事業



【R6.9月補正予算額 18百万円】

産業戦略部産業政策課産業企画 G (029-301-3523)

県内産業の活性化を図るため、将来発展が見込まれる「eスポーツ」について、企業版 ふるさと納税を活用し、各種交流イベントを実施するとともに、使途が拡がるメタバース ゲーム(仮想空間)の制作講座の開催等を通して、本県の産業を担う人材を育成します。

1 e スポーツを活用した産業の創出と活性化

- ・対面での開催に加え、メタバースを活用した県内企業と学生による 大規模な e スポーツ交流戦の開催[新規]

- 県内企業に向けた e スポーツビジネス交流会の実施[新規]
- ・国内外における最新の e スポーツの動向について学ぶセミナーの開催[新規]

2 将来の本県産業を担う人材の育成

- ・県内高校生と台湾の高校生によるeスポーツ国際交流戦の開催
- プロクリエイターによるメタバースゲーム制作講座の開催
- ・ゲームを通して農業の課題解決に挑む高校生向けコンテストの開催[新規]





主要事業等の概要(案)

労働政策課

	-	ガツ・大側以東珠									
事業名又は議案 の 名 称	外国人材活躍促進事業										
名 称 1 予 算 額	6,800千円										
2 現況・課題	国際的な人材獲得競争が厳しくなる中、高度人材のほか、介護や農業、製造業も含めて、幅広い業種・職種において、人材の獲得に向けて取り組む必要がある。										
3 必要性・ね らい	が高い状況にある。 一方、日本では人材確保を巡る環境は厳しさを増しており 利益をもたらす関係を構築することができる。 このため、業種ごとに人材の送出機関及び受入れ企業を関	一方、日本では人材確保を巡る環境は厳しさを増しており、双方に 利益をもたらす関係を構築することができる。 このため、業種ごとに人材の送出機関及び受入れ企業を開拓すると ともに、業界団体等と連携して現地調査等を実施することで、インド									
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全 体計画等)	1 県内の業界団体のインドへの橋渡し(需要拡大) 県内の業界団体等と連携して、業種ごとのインド人材需要を 把握するとともに、インドからの人材受入促進に向けた 現地調査等を実施(送出機関、JETRO、教育機関等を訪問) 2 重点業種において鍵となる送出機関を開拓(新規開拓) ※ 想定業種:介護、農業、製造業 ○ 業種ごとに現地でノウハウを有する送出機関を発掘 ○ 県内企業(業界団体)との直接のパイプを確立し、 即戦力人材の供給につなげる										
5 参考事項 (過去の実績、	インド人材の在留資格別人数 全在留資格 うち技能実習 うち特定技能 うち技人国 (※)										
他県の状況、関 連データ等)											
	茨城県 1,957人 32人 1人 352人										
	全国 48,835 人 790 人 230 人 12,177 人										
	(出入国在留管理庁「在留外国人統計」2023年1 ※ 技人国:在留資格「技術・人文知識・国際業務」										

外国人材活躍促進事業





【R6.9月補正予算額 7百万円】

産業戦略部労働政策課雇用促進対策室(029-301-3645)

国際的な人材獲得競争が厳しくなる中、人口世界一のインドにおいて、県内の業界団体等と連携して現地調査等を実施するとともに、業種ごとの人材送出機関等を開拓することで、インド人材の受入れを促進します。

需要拡大 県内の業界団体のインドへの橋渡し

- ●インドからの人材受入促進に向けた現地調査等を実施
- ●送出機関、JETRO、教育機関等を訪問

10...kg (40)

新規開拓 重点業種において鍵となる送出機関を開拓

想定業種:介護、農業、製造業

- ●業種ごとに現地でノウハウを有する送出機関を発掘
- ●県内企業(業界団体)との直接のパイプを確立し、 即戦力人材の供給につなげる

インド人材受入促進キャンペーン

を展開



前回の委員会以降の主な事務事業の概要

労働政策課

項 県内企業への就職促進について 目

1 目的

生産年齢人口の減少により、労働力の確保が課題となる中、本県では、大学生の 県外流出が増加傾向にあるため、各種UIJターン事業を実施している。

2 事業概要

(1) チャレンジいばらき就職フェア 新規学卒者等と県内企業との出会いの場の創出のため、県内企業が一堂に会して対 面方式で面接・企業説明を受けられる合同企業面接会を開催。

(開催実績)

※2024年度は8月末時点

	開催数	参加企業数	求人数	参加学生数	内定者数
2020年度	4 回	232社	354件	352名	49名
2021年度	6 回	376社	637件	510名	75名
2022年度	5回	367社	619件	452名	57名
2023年度	6 回	544社	861件	553名	83名
2024年度**	3 回	278社	495件	233名	_

(求人状況)

※2024年度は8月末時点

	総求人数			
	心水八致	うち、技術職	うち、事務職	うち、現場職
2020年度	354件	98件	113件	143件
2021年度	637件	228件	231件	178件
2022年度	619件	169件	241件	209件
2023年度	861件	340件	328件	193件
2024年度**	495件	215件	200件	80件

(開催実績(うち、新規立地企業))

※2024年度は8月末時点

	開催数	参加企業数	求人数	参加学生数	内定者数
2020年度	4 回	3社	6件	10名	2名
2021年度	6 回	23社	48件	63名	8名
2022年度	5 回	24社	38件	61名	6名
2023年度	6 回	27社	60件	66名	10名
2024年度**	3 回	11社	24件	-	-

(求人状況(うち、新規立地企業))

※2024年度は8月末時点

	◇◇ → 1 ★٢			
	総求人数	うち、技術職	うち、事務職	うち、現場職
2020年度	6件	3件	3件	0件
2021年度	48件	30件	15件	3件
2022年度	38件	8件	22件	8件
2023年度	60件	25件	23件	12件
2024年度**	24件	13件	8件	3件

(2) いばらきを知る1day仕事体験の実施

28社

大学生等を対象に、経営者に随行し企業活動の核心を体験できるプログラムを提供。 (開催実績) ※2024年度は7月末時点

うち受入企業への就職者数 受入企業数 実参加学生数 うち、県内就職者数 2020年度 10社 24名 12名 2名 2021年度 13社 41名 25名 2名 2022年度 24社 45名 24名 3名 2023年度 35名 28社

2名

(3) Uターンセミナーへの参加

県外大学等での学内Uターンセミナーへの参加により、学生や保護者へ県内企業の魅力や県内就職のメリット等の情報発信を実施。

(参加実績)

2024年度

※2024年度は7月末時点

	回数	参加者数	うち、学生	うち、保護者
2020年度	24回	209名	185名	24名
2021年度	32回	169名	169名	0名
2022年度	30回	161名	153名	8名
2023年度	35回	258名	148名	110名
2024年度	18回	165名	52名	113名

※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催数減

(注)表中の「-」は、集計中

(4) 新規立地企業の採用状況

対 象: 2014年から 2023年の間に県内に立地・増設を決定した企業 546社

回答数:121社(回答率22.2%)

結果概要:延べ新卒採用者数 1,532名 (うち、本県出身 807名 (52.7%))

うち、大卒者数 589名 (うち、本県出身 166名 (28.2%))

うち、高卒者数 928名 (うち、本県出身 630名 (67.9%))

(各年代内訳) 単位:件・人

	新卒採	用者数								1 124 .	(参考)
		うち、	大卒者			うち、	高卒者				新卒
			男性	女性	不明		男性	女性	不明	不明	求人 件数
2014年	121	20	16	4	-	99	77	21	1	2	87
2015年	363	130	94	36	ı	223	161	62	_	10	115
2016年	34	6	4	2	ı	27	21	6	_	1	12
2017年	27	1	1	1	1	27	13	14	_	_	11
2018年	264	99	73	26	-	165	109	56	_	_	38
2019年	47	23	19	4	ı	24	19	5	_	_	44
2020年	271	14	12	2	ı	257	216	30	11	_	374
2021年	151	82	1	1	80	69	25	15	29	_	33
2022 年	36	12	9	3	-	22	13	9	_	2	16
2023年	218	203	149	54	_	15	14	1	_	_	17
合計	1,532	589	377	132	80	928	668	219	41	15	747

[※]新卒求人件数は過去の求人件数を把握していないなどの理由で、回答なしの企業もある ため、参考値である。

(うち、茨城県出身者)

<u>(ソり、水</u>	拠界山 り) 'H /								
	新卒採	用者数								
		うち、	大卒者			うち、	高卒者			不明
			男性	女性	不明		男性	女性	不明	1197
2014年	113	17	13	4	_	96	74	21	1	_
2015年	150	11	10	1	-	131	105	26	-	8
2016年	23	1	1	1	1	21	16	5	ı	1
2017年	25	1	_	ı	ı	25	11	14	1	-
2018年	174	45	35	10	1	129	88	41	ı	_
2019年	36	14	11	3	ı	22	18	4	1	-
2020年	132	5	3	2	_	127	110	17	-	_
2021年	122	66	_	1	65	56	20	13	23	_
2022 年	27	4	3	1		21	12	9	ı	2
2023 年	5	3	2	1	_	2	2	_	_	_
合計	807	166	78	23	65	630	456	150	24	11

3 今後の対応

今後とも、新規立地企業含め地元企業の魅力を丁寧に発信し、UIJターンなど県内就職につなげていく。

条 例 (案) の 概 要

産業人材育成課

	1	<u>-</u>	工水/(円円/八郎)			
条例の名称	茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例【 一部改正 】					
1 制定(改正) の理由・根拠	職業能力開発促進法に基づき、公共職業能力開発施設の設置及 び管理に関し必要な事項について定めるもの					
2 制定(改正) の目的	産業技術短期大学校(IT短 能力開発短期大学校から職業能 要の改正を行うもの	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				
3 背景・必要性	あらゆる産業において、デジタ やビジネス創出を促進するため 人材が求められていることを受 校化し、「質」と「量」の両面を)、高度なスキルを持 とけ、令和8年度に I	Fったデジタル T短大を大学			
4 内容	(1) 施設の区分及び学校名の変職業能力開発短期大学校かるとともに、学校名を「茨城変更 ※都道府県が職業能力開発大	いら職業能力開発大 県立情報テクノロシ	ジー大学校」に			
	(2) 訓練課程の新設 高度職業訓練における応用(3) その他所要の改正	課程及び応用短期	課程の新設			
5 効果・影響	○ 専門課程(2年間)の訓練用課程(2年間)を設置してり、I T技術を横断的に活用課題解決を自ら提案し、遂行を育成する。○ 専門課程の定員を増員し、保することで、人材供給の拡後の早期就職という学生及び	合計4年間の訓練を して、コストや経営 できる実践的能力を 2年間で修了する人 大を図るとともに、	で行うことによ 対面を踏まえた を持った技術者 対を一定数確 基本技術習得			
6 施行日	令和8年4月1日 (入学手続に関する事項は令	3和7年4月1日)				
7 参考事項	○茨城県立情報テクノロジー大・場所:水戸市下大野町(現I・開校:令和8年度(2026年)・課程及び訓練科	T短大設置場所) 4月	厄尔宁县			
	専門課程(2年間)	訓練科 2科 (5 コース)	収容定員 200名			
	応用課程(2 年間)	1科	120 名			

提出議案(条例は除く)の概要

産業人材育成課

議案の名称	工事請負契約の締結について (情報テクノロジー大学校(仮称)新棟新築工事)
1 予算額	1,629,100千円(契約額)
2 現況·課題	「質」と「量」の両面からデジタル人材の育成を強化するため、令和8年度に産業技術短期大学校(IT短大)を情報テクノロジー大学校(仮称)に移行し、応用課程を設置するとともに、専門課程の定員を増加させる予定としている。 全体の定員が120名から320名に増加するが、現在の施設には余裕がなく、教室等が不足する。
3 必要性・ねらい	I T短大の敷地内に新棟を建設し、主に専門課程(定員200名)で使用する教室、情報処理実習室、実験室等を確保する。 なお、現在IT短大で使用している教室等は、引き続き応用課程(定員120名)で使用する。
4 内 容	新棟新築工事について、次のとおり、請負契約を締結しようとするもの。 (1) 契約の相手方 昭和・関根・東洋特定建設工事共同企業体 代表者 水戸市千波町 1905 番地 昭和建設株式会社 代表取締役 仁田原 一義 (2) 契約額 1,629,100,000 円 (3) 工事の概要 ・工事箇所 水戸市下大野町地内 ・構造規模 地上 3 階建鉄骨造 ・面 積 5,072.11 ㎡ ・工 期 令和6年10月~令和7年12月
5 参考事項	○整備スケジュールR 5 年度 基本設計・実施設計・地盤調査R 6 年度 建設工事(~R 7 年度)R 8 年度 供用開始

前回の委員会以降の主な事務事業の概要

技術革新課

項 目

茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度について

1 目 的

「茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度」を設置し、ベンチャー企業が有する新商品、新役務の普及を促す。

2 事業概要

令和6年6月21日に「茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者」として 9社・10商品等を認定。

(1) 認定事業者

認定事業者名	新商品等名
(株)クォンタムフラワーズ	中性子線照射による生物資源の変異体創出サービ
&フーズ	ス
(株)染め Q テクノロジィ	コンクリ欠損部補強 066
(株)染め Q テクノロジィ	パワー防錆 NKRN-66
(株)CHAIN WAITER	車いす専用段差解消機 CHAIN WAITER-Z
(株)ノエックス	KPWL-0300H(高速・広範囲無線 LAN)
(株)Palames	dokoiko(イベント特化型デジタルマップアプリ)
ピクシーダストテクノロジ ーズ(株)	VUEVO (複数名の会話のリアルタイム可視化システム)
(株)FullDepth	DiveUnit300 (産業用水中ドローン)
(株)MamaWell	MamaWell For Biz (妊婦向けワークライフバランス管理サービス)
(株)via-at	via-at ロケーションマネジメントシステム (施設における利用・料金支払の無人化サービス)

(2) マッチングの状況

ア ベンチャーフレンドリー交流会の開催

令和6年7月29日に、県経営者協会と連携し、認定事業者と県内大手企業等のマッチングを図る「ベンチャーフレンドリー交流会」を開催。147名・75社が参加。

イ 公共調達の実施

令和6年8月21日に、聴覚障害のある方とのコミュニケーションの円滑化を目的として、ピクシーダストテクノロジーズ(株)「VUEVO(ビューボ)」を導入。

前回の委員会以降の主な事務事業の概要

科学技術振興課

項 目

「技術展示会 in JAXA」の開催結果について

1 目 的

JAXA筑波宇宙センターが本県に立地する強みを活かし、県内企業の優れた技術や製品をJAXAの研究者やエンジニアの方に直接、紹介・PRする機会を設けることで、顔の見える関係を築くとともに、マッチング(協業・受発注等)のきっかけをつくる。

2 展示会の概要

(1) 主催: 茨城県、つくば市、いばらき宇宙ビジネス創造コンソーシアム、 つくばものづくりオーケストラ

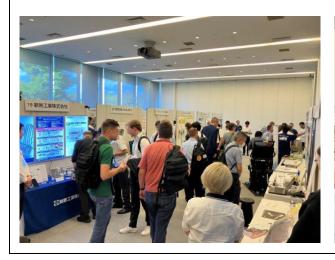
(2) 日時:令和6年9月11日(水)11:00~16:00

(3)場所: JAXA 筑波宇宙センター(つくば市千現二丁目1番地) 総合開発推進棟 1階 ホワイエ、大会議室

(4) 出展企業: 県内企業 39社

(主な出展内容)

- · 超小型人工衛星用構体
- ・高温耐熱性や電気絶縁性に優れたセラミックス製品
- ・ 金属粉末積層 3 Dプリンターを用いて製造した難削材部品
- (5) 来場者: JAXA 筑波宇宙センターの研究者、エンジニアなど 81名
 ※同時期に、つくば国際会議場で開催された宇宙関係の国際シンポジウム(17th Hypervelocity Impact Symposium 超高速衝突シンポジウム)の参加者約120名も来場





茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第19号)新旧対照表 茨城県立情報テクノロジー大学校の設置及び管理に関する条例 茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例 第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第16条第 第1条 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号。以下「法」という。) 第16条第 2項の規定に基づき、職業能力開発大学校(法第15条の7第1項第3号に規定する職 2項の規定に基づき、法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校 として, 茨城県立産業技術短期大学校 業能力開発大学校をいう。以下同じ。) として、茨城県立情報テクノロジー大学校(以 下「大学校」という。)を水戸市下大野町に設置する。 下「短期大学校」という。)を水戸市下大野町に設置する。 (訓練課程) (訓練課程) 第2条 ___大学校の訓練課程は、専門課程及び応用課程並びに専門短期課程及び応用 第2条 短期大学校の訓練課程は、専門課程及び_____ 短期課程とする。 _とする。 (入学資格) (入学資格) 第3条 大学校の専門課程に訓練生として入学することのできる者は、学校教育法 第3条 短期大学校に専門課程の訓練生として入学することのできる者は、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業し (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業し た者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者とする。 た者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者とする。 2 大学校の応用課程に訓練生として入学することのできる者は、専門課程の高度職業 (新設) 訓練(法第15条の7第1項第2号に規定する高度職業訓練をいう。以下同じ。)を修 了した者又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者と する。 (入学の許可) (入学の許可)

第4条 大学校の専門課程又は応用課程に訓練生として入学しようとする者は、規 第4条 短期大学校に専門課程 の訓練生として入学しようとする者は、規

(授業料等)

第5条 <u>大学校の専門課程又は応用課程に</u>訓練生として<u>入学することを</u>志願する者は入学者選考試験手数料を、入学しようとする者は入学料を、在学する者は授業料を納付しなければならない。

則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 大学校に特別陳講生<u>(専門課程又は応用課程に訓練生として在学する者以外の</u>者で、これらの訓練課程の教科の科目の一部を履修するものをいう。第8条の2において同じ。)として在学する者は、聴講料を納付しなければならない。
- 3 <u>大学校</u>の専門短期課程<u>又は応用短期課程</u>を受講する者は、受講料を納付しなければならない。
- 4 入学者選考試験手数料,入学料,授業料,聴講料及び受講料(以下「授業料等」という。)の額は、次の表のとおりとする。

授業料等の種類	金 額
入学者選考試験手数料	18,000円
入学料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円 (大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあっては、56,550円) その他の者 195,000円 (大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあっては、87,000円)
授業料	年額 392,800円
聴講料	1単位につき 5,000円
受講料	1科目につき 11,000円

第6条~第8条 略

(大学との協議成立による聴講料の免除)

第8条の2 大学校と大学(学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。)

(授業料等

- 第5条 短期大学校に専門課程 の訓練生として<u>入学</u> を志願する者は入学者選考試験手数料を、入学しようとする者は入学料を、在学する者は授業料を納付しなければならない。
- 2 短期大学校に特別聴講生

_____として在学する者は、聴講料を納付しなければならない。

則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 3 <u>短期大学校</u>の専門短期課程 <u>を受講する者は、受講料を納付しなければならない。</u>
- 4 入学者選考試験手数料,入学料,授業料,聴講料及び受講料(以下「授業料等」という。)の額は、次の表のとおりとする。

授業料等の種類	金 額
入学者選考試験手数料	18,000円
入学料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円 その他の者 195,000円
授業料	年額 392,800円
聴講料	1単位につき 5,000円
受講料	1科目につき 11,000円

第6条~第8条 略

(大学との協議成立による聴講料の免除)

第8条の2 短期大学校と学校教育法第1条に規定する大学

との間において、特別聴講生に係る単位の修得及び聴講料の免除に関し相互に同一に 取り扱うことについての協議が成立したときは、前条の規定にかかわらず、知事は、 当該協議で定めるところにより、当該大学からの特別聴講生の聴講料を免除すること ができる。

第9条 略

(専門課程の高度職業訓練に関する基準)

第10条 法第19条第1項の条例で定める基準で<u>大学校</u>の専門課程の高度職業訓練 に関するものは、次に掲げるとおりとする。

(1)~(3) 略

(4) 訓練時間は、訓練期間において、<u>総訓練時間(教科</u>の科目ごとの訓練時間を合計した時間をいう。以下同じ。)が2,800 時間以上であり、かつ、1年につき、おおむね1,400 時間であること。

(5) • (6) 略

- (7) 職業訓練指導員(法第27条第1項に規定する職業訓練指導員をいう。以下同じ。) は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数で あり、かつ、そのうち1名以上が次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア <u>第14条第1項第1号</u>から第3号までに該当する者<u>同項第4号</u>に該当する者であって、研究上の能力若しくは教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの<u>又は同項第10号に該当する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</u>

イ略

(8) 略

2 前項各号に掲げるもののほか、<u>大学校の専門課程の</u>訓練科に係る高度職業訓練に関 2 前項各号に掲げるもののほか、 する基準については、規則で定める。 する基準については、規則で定める。

との間において、特別聴講生に係る単位の修得及び聴講料の免除に関し相互に同一に 取り扱うことについての協議が成立したときは、前条の規定にかかわらず、知事は、 当該協議で定めるところにより、当該大学からの特別聴講生の聴講料を免除すること ができる。

第9条 略

(専門課程の高度職業訓練に関する基準)

第10条 法第19条第1項の条例で定める基準で<u>短期大学校</u>の専門課程の高度職業訓練 に関するものは、次に掲げるとおりとする。

(1)~(3) 略

- (4) 訓練時間は、訓練期間において、<u>教科</u>の科目ごとの訓練時間を合計した時間 <u>が</u>2,800 時間以上であり、かつ、1年につき、おおむね1,400 時間であること。
- (5) (6) 略
- (7) 法第27条第1項に規定する職業訓練指導員
- は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であり、かつ、そのうち1名以上が次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
- ア <u>次条第1号</u> から第3号までに該当する者<u>又は同条第4号</u>に該当する者 であって、研究上の能力若しくは教育訓練に関し適切に指導することができる能 力を有すると認められるもの

イ 略

(8) 略

2 前項各号に掲げるもののほか、________訓練科に係る高度職業訓練に関する基準については、規則で定める。

(応用課程の高度職業訓練に関する基準)

第11条 法第19条第1項の条例で定める基準で大学校の応用課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教科は、その科目が将来職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及び これに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関す る知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (2) 訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と 認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又は その両方を行うこと。
- (3) 訓練期間は、2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する 知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、2年以上4年以下 の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができ ること。
- (4) 訓練時間は、訓練期間において、絵訓練時間が2,800時間以上であり、かつ、1 年につき、おおむね1,400時間であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれ により難い場合には、1年につきおおむね700時間とすることができること。
- (5) 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (6) 訓練生の数は、訓練を行う1単位につき40人以下であること。
- (7) 職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に 応じた適切な数であり、かつ、そのうち1名以上が次のア又はイのいずれかに該当 する者であること。
 - ア 第14条第2項第1号、第3号若しくは第4号に該当する者、同項第2号に該当 する者で博士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む。)を有 するもの又は同項第12号に該当する者で同号に規定する高度養成課程の指導員 養成訓練を修了したもの
 - <u>イ</u> 研究所, 試験所等に10年以上在職し, 研究上の業績があり, かつ, 教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

(新設)

- (8) 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、それぞれ訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、大学校の応用課程の訓練科に係る高度職業訓練に関する基準については、規則で定める。

(専門短期課程の高度職業訓練に関する基準)

第12条 法第19条第1項の条例で定める基準で<u>大学校</u>の専門短期課程の高度職業 訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

(1)~(4) 略

- (5) 訓練時間は、訓練期間において、<u>総訓練時間</u>が 12 時間以上であること。
- (6) 略

(応用短期課程の高度職業訓練に関する基準)

- 第13条 法第19条第1項の条例で定める基準で大学校の応用短期課程の高度職業訓練 に関するものは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 訓練の対象者は、職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに 関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 数科は、その科目が職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれ に関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と 認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又は その両方を行うこと。
- (4) 訓練期間は、1年以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間は、訓練期間において、総訓練時間が60時間以上であること。
- (6) 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(専門短期課程の高度職業訓練に関する基準)

第11条 法第19条第1項の条例で定める基準で短期大学校の専門短期課程の高度職業 訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

(1)~(4) 略

- (5) 訓練時間は、訓練期間において、<u>教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間</u>が12 時間以上であること。
- (6) 略

(新設)

(高度職業訓練における職業訓練指導員)

- 第14条 法第30条の2第1項の条例で定める者で大学校の専門課程の高度職業訓練に 係るものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号<u>。次項第1号及び第11号において「省令」という。</u>)第36条の5に規定する高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (2) 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれらに該当する学位を含む。 <u>水項第2号において同じ。</u>) を有する者若しくは職業能力開発促進法施行規則の一部 を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号。<u>第9号</u>において「平成25年改 <u>正省令</u>」という。) 附則第5条に規定する研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練 (次項第1号において「研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練」という。) を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し 適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (3) 大学等 (大学又は職業能力開発短期大学校 (法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校をいう。以下同じ。) 若しくは職業能力開発大学校若しくは職業能力開発総合大学校 (法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校をいう。以下同じ。) をいう。以下同じ。) において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (4) (5) 略
- (6) 大学等において、3年以上<u>、助手</u>又はこれに相当する職員としての経歴を有する 者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を 有すると認められるもの
- (7) 略
- (8) 3年以上<u>教育訓練</u>に関する指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (9) 10 年以上(学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教

(高度職業訓練における職業訓練指導員)

第12条 法第30条の2第1項の条例で定める者で短期大学校

係るものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号_

第36条の5に規定する高度養成課程の指導員 養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる 能力を有すると認められるもの

(2) 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれらに該当する学位を含む _____。)を有する者若しくは職業能力開発促進法施行規則の一部 を改正する省令(平成25 年厚生労働省令第61 号。<u>以下この条において「 改</u> <u>正省令</u>」という。)附則第5条に規定する研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓 建

を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し 適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(3) 学校教育法第1条に規定する大学又は法第15条の7第1項に規定する職業能力 開発短期大学校 若しくは職業能力開発大学校若しく は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「大学等」とい う。)において、教授又はこれに相当する

職員としての経歴を有する者

- (4) (5) 略
- (6) 大学等において、3年以上<u>助手</u>又はこれに相当する職員としての経歴を有する 者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を 有すると認められるもの
- (7) 略
- (8) 3年以上<u>教育訓練</u>に関する指導の経験を有する者であって,優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (9) 10 年以上(学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教

育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法第83条の2第1項に規定する専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を含む。次項第11号において同じ。)を有する者又は平成25年改正省令附則第5条に規定する長期課程の指導員訓練(同号において「長期課程の指導員訓練」という。)を修了した者にあっては、5年以上)の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(10) 職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下この号及び次号並びに次項第12号において「旧省令第 36条の6の2う。)第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程(旧省令第 36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース(次号において「実務経験者訓練技法習得コース」という。)に係るものに限る。次項第12号において同じ。)又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者(旧省令第 36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(旧省令第 36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者にあっては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。同号において同じ。)

(11) 旧省令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者にあっては、法第30条第2項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は旧省令第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者であって、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したものに限る。)のうち10年以上の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

2 法第30条の2第1項の条例で定める者で大学校の応用課程の高度職業訓練に係る ものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 省令第36条の5に規定する高度養成課程(同条に規定する応用課程担当者養成コ 一スに係るものに限る。)の指導員養成訓練又は研究課程若しくは応用研究課程の指 導員訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力 育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法第83条の2第1項に規定する専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を含む____。)を有する者又は____。 改正省令所則第5条に規定する長期課程の指導員訓練____を修了した者にあっては、5年以上)の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(新設)

(新設)

を有すると認められるもの

- (2) 博士若しくは修士の学位を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者で あって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるも の
- (3) 職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において、教授又はこれに相当 する職員としての経歴を有する者
- (4) 大学又は職業能力開発短期大学校において、教授又はこれに相当する職員として の経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有 すると認められるもの
- (5) 職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- (6) 大学又は職業能力開発短期大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (7) 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、 教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (8) 大学等において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する 者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められ るもの
- (9) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- (10) 3年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (11) 10 年以上(省令第36条の5に規定する高度養成課程(同条に規定する専門課程 担当者養成コースに係るものに限る。)の指導員養成訓練若しくは長期課程の指導員 訓練を修了した者又は学士の学位を有する者にあっては、5年以上)の実務の経験 を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると 認められるもの

(12) 旧省令第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程又は高度養成課程の 指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができ る能力を有すると認められるもの

(13) 前項第11号に掲げる者

(委任)

第15条 大学校の訓練科、訓練科に係る訓練生の定員及び訓練期間その他 大学校の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

大学 第13条 短期大学校の訓練科、訓練科に係る訓練生の定員及び訓練期間その他短期大学 校の管理に関レ必要な事項は、規則で定める。

茨城県証紙条例(昭和39年条例第25号)新旧対照表

改正案	現 行
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
1~160 略	1~160 略
161 情報テクノロジー大学校入学者選考試験手数料	161 産業技術短期大学校入学者選考試験手数料
162~171 略	162~171 略

茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例(昭和49年条例第17号)新旧対昭表

次块		アる余1	列(昭和 49 年条例第 17 号)新旧对照表		
改正案			現	行	
(設置)		(设置)		
第2条 法第 16 条第1項の規定に基づき,職	t業能力開発校を設置し、その名称及び位置	第2	条 法第 16 条第1項の規定に基づき,	職業能力開発校を設置し,	その名称及び位
は、次のとおりとする。			は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	

名称	位置
茨城県立情報テクノロジー大学校併設	水戸市下大野町
水戸産業技術専門学院	
茨城県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町
茨城県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市大字林
茨城県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根
茨城県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸

名称	位置
茨城県立産業技術短期大学校併設	水戸市下大野町
水戸産業技術専門学院	
茨城県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町
茨城県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市大字林
茨城県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根
茨城県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和3年条例第22号)新旧対照表

大阪県立産業技術短期大子仪の設直及の官理に関する余り	刊の一部を改正する条例(令和3年条例第22号)新旧対照表
改正案	現 行
付 則	付 則
	(施行期日)
この条例は、令和3年4月1日から施行する。	1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
	(指導員養成訓練を修了している者に係る経過措置)
(削除)	2 この条例の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に
	関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改
	正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「旧令」とい
	う。) 第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程 (旧令第36条の6の2第2
	号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース(以下「実務経験者訓練技法習得コー
	ス」という。)に係るものに限る。)又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了してい
	る者(短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。)の指導員養
	成訓練を修了している者にあっては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導する
	ことができる能力を有すると職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」
	という。) 第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校の長(以下「職業能力開
	発総合大学校の長」という。) が認めるものに限る。) であって、教育訓練に関し適切
	に指導することができる能力を有すると認められるもの及び旧令第36条の5に規定
	する短期養成課程の指導員養成訓練を修了している者(実務経験者訓練技法習得コー
	スに係る短期養成課程にあっては、法第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験の
	実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有する
	と職業能力開発総合大学校の長が認める者又は旧令第36条の6の2第1号に規定す
	る指定講習受講資格者であって、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修し
	たものに限る。)のうち10年以上の実務経験を有し、かつ、教育訓練に関し適切に指
	<u>導することができる能力を有すると認められるものは、この条例による改正後の茨城</u>
	県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例第 11 条第1号及び第9号の規
	定にかかわらず、法第30条の2第1項の条例で定める者とみなす。
<u></u>	

県出資団体の事業実績及び事業計画の概要

(令和6年第3回定例会防災環境産業委員会資料)

頁

- 1 (株)ひたちなかテクノセンター【技術革新課】 2
- 2 (一財) 茨城県科学技術振興財団【科学技術振興課】 7

令和6年9月19日 産 業 戦 略 部

1 出資法人の概要

①法人の名称	株式会社ひたちな	かテクノセンタ	<u> </u>	
②所 在 地	茨城県ひたちなか市新光町38番地			
③設立年月日	平成2年10月3	О 日		
④代表者名	代表取締役社長	飯塚 博之		
⑤基本財産	100,000千	·円		
⑥設立根拠			ビ事業の集積の促進に関する法律(頭 業創出促進法」へ移行	
⑦設 立 目 的 •経 緯	昭和 63 年に制定された「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」(通称:頭脳立地法)に基づき、電気・機械産業やエネルギー、情報関連産業が集積している茨城県北地域において、産・官・学との連携による「地域産業の高度化」、「特定事業の集積促進」を図る。			
⑧組 織(令和6年7月末現在)		5人 監査役3	人 常勤職員7人 嘱託・臨時32人	
	組織機構(課所単位まで)			
	社長-専務-常務 → 経営企画部			
	上企業支援部——経営基盤支援課 監査役			
9出資状況				
	· 茨城県		, 202 千円、41. 2%	
			4,541 千円、14.5% 8,572 千円、13.6%	
			5,332 千円、13.0% 5,332 千円、 5.3%	
	• (株)常陽銀行		-,847 千円、 4.8%	
⑩資 産 状 況			(単位、壬四)	
(令和6年3月末現在)		金額	(単位:千円) 摘 要	
	流動資産	468, 011	,,,	
	固定資産	777, 669		
	資産合計	1, 245, 681		
	流動負債	80, 556		
	固定負債	60, 185		
	負債合計	140, 742		
	純資産	1, 104, 938		
	※端数処理の関係で内訳と合計が一致しないところがある。			

2 令和5年度事業実績

(1) 事業内容

ア テナント事業

ベンチャー企業や中小企業等の創業・育成を図るため、企業の成長段階に応じた3つのタイプのオフィスを提供した。

〔入居実績:令和6年3月末〕

(面積: m²)

区分	募集面積	入居面積	入居率	備考
ビジネスオフィス	4, 879	4, 445	91.1%	一般企業向け
ビジネスオフィス (シェアードタイプ)	376	366	97.3%	ベンチャー企業向け
合 計	5, 255	4,811	91.6%	
インキュベーションオフィス	10 ブース	5 ブース	50.0%	新規創業者向け

イ 人材育成事業

県の委託により、離転職者を対象とした職業訓練や、人材育成研修事業による企業のIT活用力向上支援のほか、県内企業と首都圏等のプロフェッショナル人材のマッチング支援を行った。

また、自主事業として、地域企業のビジネススキル向上に係るセミナーを企画・運営した。

・主な受託事業(令和5年度)

事業名	委託者	事業内容等		
OAシステム科、 OA実務科	水戸産業技 術専門学院	MOS (エクセル、ワード等) の技能取得講 座等 ・受講者数:15名		
I T人材育成研修 事業	産業人材育 成課	I Tベンダー企業向け I T利活用講座等 ・受講者数:延べ 247 名		
プ゚ロフェッショナル人材 戦略拠点運営事業	労働政策課	首都圏等の企業の役職定年者等のプロフェッショナル人材と県内企業とのマッチング等マッチング件数:152件		

・自主事業:講座数 31 講座(IT研修等)、受講者数 363 名

ウ 企業支援事業

近隣4市1村(水戸市、ひたちなか市、那珂市、東海村、常陸太田市)及び連携中枢都市圏(対象:小美玉市、茨城町、大洗町、笠間市、城里町)からの委託を受け、コーディネーターを配置し、各市町村内の企業を対象とする技術相談・資金調達・販路拡大等の支援活動を実施した。

また、県北地域の企業連携体における販路開拓等を支援したほか、経済産業省の成長型中小企業等研究開発支援事業補助金を活用し、中小企業の新技術開発等を支援した。

・主な受託事業、補助事業(令和5年度)

事業名	委託者	事業内容等
水戸市産業活性化	水戸市	コーディネーターによる相談支援
支援事業 ほか	他9市町村	・企業訪問件数等:延べ5,027社
県北地域牽引産業・		県北地域の分野特化型連携体(医療機器・宇
中核企業創出事業	技術革新課	宙など)の販路開拓等支援
中核正未剧山爭未		・連携体として受注額:9,188万円
いばらき量子線利活	科学技術振興	J-PARC 関連施設利用の促進と支援、情報提供
用促進事業	課	・会員企業受注実績:292件、45.12億円
成長型中小企業等研	経済産業省	事業管理機関として補助事業の執行を管理
究開発支援事業		・対象事業数:3件

エ デザイン支援事業

中小企業のデザインに関する様々な課題に対応するため、茨城県デザインセンターの 運営を受託し、コーディネーターによる相談や情報提供等を実施した。

また、県内の優れたデザインの商品などを選定し、県内外に広くPRを行った。 (令和 5 年度)

デザインセンター事業	相談:151件
いばらきデザインセレクション2023	応募:142 件/大賞:1件、知事選定:5件、選 定:33件

(2) 収支状況

(単位:千円)

	V 7	(十) 一一 (十) 111/
	金額	摘 要
営 業 収 益	333, 392	
営 業 外 収 益	4, 415	
経 常 収 益 計 ①	337, 807	
営 業 費 用	296, 897	
営業外費用	834	
経常費用計②	297, 731	
経 常 利 益 ③		
(1-2)	40, 075	
(L) (E)		
特別収益計④	0	
特別損失計⑤	0	
税引前当期純利益⑥		
(3+4-5)	40, 075	
() () ()		
法 人 税 等 ⑦	1, 086	
当期純利益⑧		
(6-7)	38, 989	
前期繰越損益⑨	70, 810	
当期末未処分損益累計⑩		
(8+9)	109, 800	

※端数処理の関係で、内訳と合計が一致しないところがある。

(3)補助金等の受入状況

(単位:千円)

	*****	2 47 10 40 -		***
			金額	摘 要
出	資	金	0	
補	助	金	8, 457	国補助金
委	託	金	154, 277	県委託金等
貸	付	金	0	
損年	失 補 償 度 末	限 度 額 残 高	0	

3 令和6年度事業計画

(1) 事業内容

ア テナント事業

ベンチャー企業や中小企業等の創業・育成を図るため、企業の成長段階に応じた3つのタイプのオフィスを提供するとともに、入居企業の開拓やニーズに応じた経営支援や技術支援を実施する。

[入居目標] 募集面積: 5, 255 m²、入居目標面積: 4, 890 m²、入居目標率: 93.0%

イ 人材育成事業

県からの委託による求職者の就職支援や人材育成研修事業を引き続き実施するととも に、中小企業の人材確保支援のため、人材ニーズの調査やマッチング支援に取組む。 また、自主事業として、企業の人材育成ニーズに対応したセミナーを実施する。

・主な受託事業

事業名	委託者	事業内容等
OAシステム科、	水戸産業技	MOS(エクセル、ワード等)の技能取得講
OA実務科	術専門学院	座等
I T人材育成研修 事業	産業人材育 成課	経営者・従業員向けIT利活用講座等
プ゚ロフェッショナル人材 戦略拠点運営事業	労働政策課	首都圏等の企業の役職定年者等のプロフェッショナル人材と県内企業とのマッチング等
外国人材活躍促進 事業	労働政策課	外国人材のニーズ調査、外国人就職マッチン グ支援、セミナー開催等

[・]自主事業(セミナー): I T講座等 講座数:20 講座

ウ 企業支援事業

国・県・市町村から委託・補助事業を引き続き実施し、企業を対象とする技術相談・ 資金調達・販路拡大等の支援活動を推進する。

・主な受託事業、補助事業

事業名	委託者	事業内容等
水戸市産業活性化支	水戸市	コーディネーターによる相談支援
援事業 ほか	他9市町村	コーティネーターによる相談又抜
県北地域牽引産業・	技術革新課	県北地域の分野特化型連携体の販路開拓等支
中核企業創出事業	投州 早 利 硃	援
成長型中小企業等研	奴汝玄坐少	東紫色理機関して対映東紫の執行な際理
究開発支援事業	経済産業省	事業管理機関として補助事業の執行を管理

エ デザイン支援事業

中小企業のデザインに関する様々な課題に対応するため、茨城県デザインセンターを 運営し、コーディネーターによる相談や情報提供等を実施する。

また、県内の優れたデザインの商品などを県内外にPRするため、「いばらきデザインセレクション 2024」及び「いばらきデザインフェア」を開催し、中小企業等のデザイン開発力の向上を図る。

(2) 収支計画

(単位:千円)

	金額	摘 要
営業収益 営業外収益	419, 478 3, 200	
経常収益計①	422, 678	
営 業 費 用 営 業 外 費 用	400, 134 0	
経常費用計②	400, 134	
経 常 利 益 ③ (①-②)	22, 543	
特別収益計④	0	
特別損失計⑤	0	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	22, 543	
法 人 税 等 ⑦	1, 086	
当期純利益⑧(⑥-⑦)	21, 457	
前期繰越損益⑨	109, 800	
当期末未処分損益累計⑩ (8+⑨) ※端数処理の関係で、内部	131,257	

※端数処理の関係で、内訳と合計が一致しないところがある。

(3)補助金等の受入予定

(単位:千円)

(0)	1111401 JE 41				(十一一 111)
			金 額	摘	要
出	資	金	0		
補	助	金	6, 327	県補助金等	
委	託	金	233, 497	県委託金等	
貸	付	金	0		
損年	失 補 償 度 末	限 度 額 残 高	0		

1 出資法人の概要

① 法人の名称	一般財団法人茨城県科学技術振興財団					
② 所 在 地	茨城県つくば市竹園 2-20-3					
③ 設立年月日	平成元年10月30日					
④代表者名	理事長 江崎 玲於奈					
⑤基本財産	35,400千円					
⑥設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条					
⑦ 設立目的・経 緯	目的:本県における科学技術の基礎的、創造的な研究開発の推進及び研究 体制の強化を促進し、もって県内の科学技術の振興に寄与すること。 経緯:「つくば賞」顕彰事業の運営母体として設立された。					
	役職員数 理事10人 監事2人 職員5人、嘱託23人					
	令和6年7月1日現在の組織機構(課所単位まで)					
	理事長 副理事長 事務理事 事務局長 事務局次長 (江崎玲於奈)(産業戦略部長) 事務理事 事務局長 (総務企画課長兼務)					
8 組 織	総務企画課長 課員					
	営業課長					
⑨ 出資状況	(出資者名、金額、割合)34,700 千円 98.0%日本ボンコート (株)300 千円 0.8%シバタグラス (株)200 千円 0.6%					
	(株) 鈴木製作所 200 千円 0.6%					
⑩ 資 産 状 況 (今和 6 年 3 月末現在)	(単位:千円)					
	金額調要					
	流 動 資 産 167,728 普通預金 87,672 未収金 79,984					
	現金 0 立替金 0					
	同45年 12					
	特定資産 270,732 その他 0					
	資 産 合 計 473,860					
	流動負債 50,321 未払金 39,011 前受金 9					
	固 定 負 債 一					
	負債合計 50,321					
	正 味 財 産 423,539					

2 令和5年度事業実績

(1) 事業内容

ア研究開発奨励事業

科学技術の振興及び産業の発展に寄与するとともに、本県の科学技術の水準を広く全国にPRするため、以下の者に対し各賞を授与し、授賞式・授賞記念講演会を実施した。

- ○第20回2023年度江崎玲於奈賞
 - ・受賞者:理化学研究所 創発物性科学研究センター

センター長 十倉 好紀 氏

電子状態マイクロスコピー研究チーム チームリーダー 于 秀珍 氏

- ○第34回2023年度つくば賞
 - •受賞者:筑波大学 生命環境系 教授 江面 浩 氏
- ○第33回2023年度つくば奨励賞
 - · 受賞者:

【実用化研究部門】

物質・材料研究機構 高分子・バイオ材料研究センター バイオ材料分野 電気化学ナノバイオグループ 主任研究員 今村 岳 氏 嗅覚センサグループ 主任研究員 南 皓輔 氏 嗅覚センサグループ グループリーダー 吉川 元起 氏

【若手研究者部門】

物質・材料研究機構 磁性・スピントロニクス材料研究センター スピンエネルギーグループ 上席グループリーダー 内田 健一 氏

○授賞式・授賞記念講演会: R6.3.8、つくば国際会議場

イ つくばサイエンス・アカデミー事業

さまざまな分野の研究者の交流促進を図るとともに、科学技術に対する社会的関心を高めるため、次の事業を行った。

○SATフォーラム 2023 (R5. 7. 6)

内容:2014年ノーベル物理学賞受賞 天野浩氏による講演会(参加者:424名)

○SATテクノロジー・ショーケース 2024 (R6.1.25)

内容:ポスター発表96件、特別シンポジウム、企画展示等

○つくば科学・技術産業イニシアティブ(計 10 回、参加者:延 371 名)

ウ つくば国際会議場管理運営等事業

- ○会議場管理運営
 - ・催事件数 1,407 件(前年度1,230 件) ・来場者数 約 18.3 万人(前年度約 15.3 万人)
 - ・稼働率 56%(前年度50%) ・利用料金収入 369,926 千円(前年度318,225 千円)
- ○サイエンスキャスティング (開催日: R5.8.8~9、参加者: 37名、20校)
- ○つくばサイエンスエッジ(開催日: R6.3.28~29、参加者: 2,144名、79校)

工 科学技術振興事業

○つくばサイエンスツアー推進事業

筑波研究学園都市に集積する研究機関等を貴重な地域資源と捉え、見学モデルコースの提案やPR活動を行い、県内外からの見学・学習の場として活用することにより、科学技術の普及啓発を図った。

- ・つくばサイエンスツアーバス 利用者数 5,901 人(前年度4,187人)
- ·協力研究機関等(32機関46施設)の見学者数約87.6万人(前年度約70.1万人)
- ○茨城県次世代エネルギーパーク推進事業

次世代エネルギーパーク関連施設の紹介や見学モデルコースの設定等の情報提供を行い、県内外に対しエネルギーパーク推進事業のPR活動を行った。

・次世代エネルギーパーク推進協議会関係施設(18 施設)の見学者数約31.3万人(前年度約28.0万人)

(2) 収支状況 (単位:千円)

	金額	摘 要
基本財産運用益	453	
特定資産運用益	5, 397	
受 取 補 助 金 等	43, 439	
事 業 収 益	284, 776	つくば国際会議場管理運営費
会 費 収 入	4, 524	
その他収入	17, 206	
経 常 収 益 計 ①	355, 795	
管 理 費	1, 037	
事業費	349, 799	
(消 費 税 等)	(20, 312)	
経常費用計②	350, 836	
当期経常増減額③(①-②)	4, 959	
経常外収益④	175	
経常外費用⑤	0	
当期経常外増減額⑥(④-⑤)	175	
当期一般正味財産増減額 (当 期 利 益) ⑦ (③+⑥)	5, 134	
正味財産期首残高⑧	418, 405	
当期指定正味財産増減額⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦+⑧+⑨)	423, 539	

(3)補助金等の受入状況

(単位:千円)

			金額	摘 要
出	資	金	0	
補	助	金	8, 617	科学技術振興財団事業費補助6,307「江崎玲於奈賞」等に係る補助2,310
委	託	金	32, 822	つくば国際会議場管理運営等事業 858 つくばサイエンスツアー推進事業 29,111 茨城県次世代エネルギーパーク推進事業 2,853
負	担	金	2,000	「つくば奨励賞」に係る負担金(つくば市負担金) 2,000
貸	付	金	0	
損年	失 補 償 度 末	限度額残高	0	

3 令和6年度事業計画

(1) 事業内容

ア研究開発奨励事業

○江崎玲於奈賞事業

国内においてナノサイエンス・ナノテクノロジーの分野に関する優れた研究業績を挙げた研究者を顕彰するため、「江崎玲於奈賞」事業を実施する。

○つくば賞事業

県内において科学技術の研究に携わり、顕著な研究成果を挙げた研究者を顕彰するため、「つくば賞」、「つくば奨励賞」事業を実施する。

イ つくばサイエンス・アカデミー事業

○SATフォーラム 2024 (R6.7.8)

内容:2019年ノーベル化学賞受賞 吉野彰氏による講演会

○SATテクノロジー・ショーケース 2025 (R7.1.23)

つくばの各研究機関等と連携し、研究者間の交流や研究成果を産業に活かすため、企業との交流によりイノベーションの促進を図る。

○つくば科学・技術産業イニシアティブ

科学・産業イニシアティブと共催で、異分野交流事業の強化・拡充を図るための研修会を実施。

ウ つくば国際会議場管理運営等事業

○会議場管理運営

つくば国際会議場の指定管理者である「つくばコングレスセンター」の代表団体として、構成団体間の総合調整及び総務事務、催事管理、会議の誘致等の財団所管に係る指定管理業務を実施する。また、国内・国際会議を誘致するために、主催団体やエージェントに対してアフターコンベンションを含めた積極的なPR活動を行う。

- ○若者(中・高校生)向け科学技術啓発事業
 - ・サイエンスキャスティング

つくば市内の研究機関を訪問し、講義や実験、体験などの結果を基に、グループで プレゼンテーションを実施することにより、科学への関心・理解を深める。

・つくばサイエンスエッジ

科学技術に関する研究やアイデアを研究者の前で発表するとともに、研究者との交流機会を設けることにより、将来の科学技術を担う人材の育成を図る。

工 科学技術振興事業

○つくばサイエンスツアー推進事業

つくばに集積する研究機関等と協力し、施設見学モデルコースの設定、見学相談等に 対する一元的な情報提供を行い、県内外からの誘客促進と科学技術の普及啓発を図る。

○茨城県次世代エネルギーパーク推進事業

次世代エネルギーパーク関連施設の紹介や見学モデルコースの設定等情報提供を行う 次世代エネルギーパークインフォメーションセンターを運営し、エネルギーに関する教 育機会創出及び次世代エネルギーの普及促進を図る。 (2) 収支計画

(単位:千円)

	金額	摘要
基本財産運用益特定資産運用益受取補助金等	452 5, 377 41, 847 300, 135	つくば国際会議場管理運営費
会費収入 その他収入	4, 522 17, 475	
経常収益計①	369, 808	
管 理 費 事 業 費 (消費税等)	1, 191 370, 317 (18, 501)	
経 常 費 用 計 ②	371, 508	
当 期 経 常 増 減 額 ③ (①-②)	△1,700	
経 常 外 収 益 ④	50	
経常外費用⑤	0	
当期経常外増減額⑥(④-⑤)	50	
当期一般正味財産増減額 (当 期 利 益) ⑦ (③+⑥)	△1, 650	
正味財産期首残高⑧	384, 105	
当期指定正味財産増減額⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦+8+9)	382, 455	

(3)補助金等の受入予定

(単位:千円)

			金	額	摘 要	
出	資	金		0		
補	助	金		8, 617	科学技術振興財団事業費補助 「江崎玲於奈賞」等に係る補助	6, 307 2, 310
委	託	金		31, 230	つくばサイエンスツアー推進事業 茨城県次世代エネルギーパーク推進事業	27, 980 3, 250
負	担	金		2,000	「つくば奨励賞」に係る負担金(つくば市負担を)	担金) 2,000
貸	付	金		0		
損年	失 補 償 度 末	限 度 額 残 高		0		